

保険年金

国民年金で免除された保険料の追納について

老齢・障害・遺族の各基礎年金の受給に際しては、国民年金保険料の免除を受けた期間も保険料を全額納めた期間に含めて受給資格期間が算定されます。

ただし、老齢基礎年金の年金額では、保険料を全額納めたときの1に対して、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって全額免除された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

そこで、これらの免除期間については、後でゆとりができたときに、10年以内

であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

なお、保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、広島南年金事務所へお問い合わせください。

※平成21年3月以前に免除された期間は、全額免除で3分の1、4分の3免除で2分の1、半額免除で3分の2、4分の1免除で6分の5で計算されます。



問 広島南年金事務所 ☎ 253・7710、住民課 ☎ 820・5604

国民健康保険税の納税通知書の送付について

平成23年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主あてに郵送します。

▽国保簡易申告をしていない場合

適正な賦課決定の観点から申告をしていただく必要があります。

申告がない場合、所得が一定基準より少ない世帯であつても軽減措置が受けられません。

また、高額療養費の自己負担限度額も上位所得者とみなされます。必ず申告してください。

▽非自発的失業者などの軽減・減免についての相談

非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者および特定理由資格者）などの国民健康保険税負担の軽減や減免などについては、税務課までご相談ください。

後期高齢者医療制度保険証（被保険者証）の更新について

後期高齢者医療制度の保険証の更新のため、被保険者に新しい保険証（紫色）を交付します。8月1日（月）以降に病院に行くときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、新しい保険証は7月23日（土）以降、広島県後期高齢者医療広域連合が郵送します。8月になって届かない場合は、住民課までご連絡ください。

また、現在お使いの保険証は、8月1日（月）以降に廃棄または住民課に返却してください。



問 住民課 ☎ 820・5604

国民健康保険高齢受給者証の更新・カード化について



現在70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付されている「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日（日）までとなっています。

新しい受給者証は、平成22年分の所得などを基に一部負担金の割合を再判定し、7月末までに郵送します。受給者証を持っていない人で、8月になっても届かない場合は、住民課までご連絡ください。

なお、今回からカード型（オレンジ色）の受給者証となります。

問 住民課 ☎ 820・5604

国民健康保険「限度額適用認定証」について

入院したときの医療機関窓口での支払いは、「限度額適用認定証」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。

現在交付中の「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日（日）までとなっています。7月中旬に申請書を郵送しますので、引き続き入院の予定がある人は、再度申請してください。また、新たに希望する人は、住民課で手続きをしてください。



問 住民課 ☎ 820・5604

広報「くまの」などの町からの配布物は、できるだけ早く配布してください。

広報「くまの」などの町からの配布物は、自治会を通して、毎月各ご家庭に届けられています。情報の中には、締め切りがあるものもあります。

自治会の配布物の取り扱いの係にあたっている人は、広報紙などの配布物が届いたら、できるだけ早く担当地区のご家庭に配布していただきますようご協力をお願いします。



区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4.85%	1.36%	1.29%
資産割	9.00%	2.00%	3.30%
被保険者均等割 (加入者1人につき)	28,500円	7,800円	9,800円
世帯別平等割 (1世帯につき)	22,500円	6,100円	5,200円
課税限度額 (1世帯当たり)	510,000円	140,000円	120,000円

問 税務課 ☎ 820・5603



子育て支援センターエンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
15日（金）	9:30	とことこエンゼル（1歳6ヵ月～2歳5ヵ月）
19日（火）	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
8月5日（金）	9:30	ふわふわベビー（11ヵ月までの乳児、妊婦）

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
21日（木）	9:30	中央ふれあい館
27日（水）		東部地域健康センター

●おひさまルーム（上記以外の日程の9:30～11:30）

●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）

●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）

●「パパとおひさま」（第2土曜日9:30～11:30）
パパと一緒に遊びましょう。もちろんご家族も大歓迎です。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●水遊びをしよう！

☎ 8月1日（月）、2日（火）、3日（水）、4日（木）、8日（月）、9日（火）、10日（水）10:00～11:00（雨天、曇りの場合は中止）
▽持参物：洗ってあるパンツまたは水着、ハンドタオル1枚、バスタオル1枚
※おむつのはずれていない子どもは、プールの周りでの水遊びのみとなります。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉

「本人確認」にご協力を 戸籍や住所の届け出・証明請求時には、運転免許証などを提示いただき、窓口に来られた人（→）

（→）の本人確認を行っています。代理での手続きには、委任状が必要な場合もあります。問 住民課 ☎ 820-5604